

湯・遊 健康講座

参加者募集

自分に合わせたコース選択で健康づくりを始めませんか

温水プールを利用して、楽しみながら健康づくりを行う「湯・遊健康講座」の参加者を募集します。

講座では専門の講師が指導にあたり、自分に合わせたコース選択ができます(各コース6回程度で1回あたり1時間)。

- 《アクアビクス》
 - Aコース(定員33人)
 - 期間 9月2日〜毎週水曜日
 - 時間 午前8時30分〜
 - Bコース(定員45人)
 - 期間 9月3日〜毎週木曜日
 - 時間 午後1時〜
 - 《ゆつくり》
 - 水中ウォーキング教室・初級
 - Cコース(定員12人)
 - 期間 9月7日〜毎週月曜日
 - 時間 午後2時30分〜
 - Dコース(定員12人)
 - 期間 9月6日〜毎週日曜日
 - 時間 午後3時〜
 - 《しゅかり》
 - 水中ウォーキング教室・中級
 - Eコース(定員12人)
 - 期間 9月4日〜毎週金曜日
 - 時間 午後2時30分〜

Fコース(定員12人)
 期間 9月5日〜毎週土曜日
 時間 午前11時30分〜

《初心者水泳教室》
Gコース(定員12人)
 期間 9月6日〜毎週日曜日
 時間 午後2時〜

《中級者水泳教室》
Hコース(定員8人)
 期間 9月7日〜毎週月曜日
 時間 午後7時〜

共通事項
対象 市国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で保険料に未納のない方
場所 ヒーローズスイミングスクール(花岡町2・ひだホテルプラザ内)
参加料 無料

申込方法 住所、氏名、生年月日、電話番号、希望コース(第2希望まで)、国民健康保険の記号番号(高○○○)または後期高齢者医療被保険者番号を明記のうえ、8月12日(水)までに **HP** (定員を超えた場合は抽選)

申込先 市民課
 問合せ先 ☎35-13137
 広報ID 1006182

教えてマイナちゃん!



シリーズ「マイナンバー制度」

③「マイナンバーはどんなときに使うの?」 「マイナンバーカードと住民基本台帳カードの違いは?」

平成28年1月から、税の申告や年金、児童手当などの行政手続きでマイナンバーが利用できます。

- 【例えば次のような場面で】
- 毎年6月の児童手当の現況届の際に市町村の窓口でマイナンバーを提示
 - 厚生年金の請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示
 - 源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示

マイナンバーの利用については、法律や条例で定められ、それ以外に利用することは禁止されています。

勤務先などでマイナンバーを取得する時は、利用目的を本人に通知する必要があります。

マイナンバーカード(個人番号カード)と住民基本台帳カードの違いは?



カード	マイナンバーカード(個人番号カード)	住民基本台帳カード
様式	顔写真あり マイナンバー(個人番号)を記載	顔写真の有無は選択制
交付	後日交付 ※平成28年1月から交付開始	即日交付(場合によっては後日交付) ※平成27年12月末で交付終了
カード発行手数料	初回発行無料	300円
カード有効期間	10回目の誕生日まで ※未成年者は5回目の誕生日まで	発行日から10年間
電子証明書	基本機能として組み込まれます 発行手数料:初回発行無料	希望者のみ 発行手数料:500円 ※新規搭載および更新手続きは平成27年12月22日で終了となります
コンビニ交付サービス	基本機能として組み込まれます	希望者のみ

- 平成28年1月からマイナンバーカードの交付が始まります。
- 平成27年12月末で住民基本台帳カードの交付が終了します。
- 平成27年12月末までに交付された住民基本台帳カードは、有効期限まで使用できますので、すぐにマイナンバーカードに変える必要はありません。
- 住民基本台帳カードをお持ちの方がマイナンバーカードを取得する場合は、住民基本台帳カードとの交換となります。

※平成29年1月から、個人ごとのポータルサイト(マイナポータル)で、マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか確認できるようになります。

問合せ先 市民課 ☎35-3496
 広報ID 1005990